委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○知事 ●市区町村長等	
2. 都道府県名	三重県	
3. 市区町村名	朝日町	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番 号	65-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www2.town.asahi.mie.jp/www/contents/1493168265535/index.html	

執行機関名 朝日町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	朝日町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年朝日町条例第8号)に定める医療費の助成に関する事務であって受給資格者であることの確認のための事務(一人親家庭等の母又は父及び児童)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項朝日町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年朝日町条例第8号)に定める医療費の助成に関する事務であって受給資格者であることの確認のための事務
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	朝日町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年朝日町条例第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子ども 医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福 祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		朝日町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年朝日町条例第8号) 朝日町福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年朝日町規則第20号)